

コンプライアンスの保持にご協力ください

近畿地方整備局では職員に対し「近畿地方整備局発注者綱紀保持規程」に基づき、発注事務に係る綱紀の保持に努めるよう徹底を図っています。

関係業界団体の皆様方におかれましては、近畿地方整備局における発注者綱紀保持の取組について、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

【具体的な発注者綱紀保持の取組】

- ① 事業者の皆様と応接するときは、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員で対応することを基本にしています。



- ② 発注事務に関する情報の取扱上の観点から、事業者の皆様の執務室への自由な入室はご遠慮頂いております。

お名刺は備え付けの「名刺受」にお願いします。



- ③ 発注事務に関して、職員が不当な働きかけを受けたときは、報告、記録、公表することとしていますので予めご理解ください。



※詳しくは、近畿地方整備局ホームページ内の「発注・入札情報（近畿地方整備局発注者綱紀保持規程等）」をご覧ください。

<問い合わせ先>

国土交通省 近畿地方整備局

大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館
神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎

TEL 06-6942-1141 (担当: 適正業務管理官)
TEL 078-391-7571 (担当: 港政調整官)